

別記第11号の2様式（第10条関係）

平成30年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

五振第513号  
平成31年1月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県球磨郡五木村甲2672-7  
五木村長 和田 拓也

平成30年7月31日付けエネ第133号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について熊本県電源立地地域対策交付金交付要項の規定により別紙のとおり報告します。

- （注）（1） 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。  
（2） 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表（平成30年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に要 した経費	交付金充当額	備 考
1	公共用施設に係る 整備、維持補修又は 維持運営等措置	土会平地区飲料水供給 施設改修事業	五木村	3,596,400	3,500,000	
2	公共用施設に係る 整備、維持補修又は 維持運営等措置	消防備品整備事業	五木村	1,687,608	1,592,000	

（備考）事業が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

## II. 事業評価個表（平成30年度）

番号	措置名	交付金事業の名称	
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	土会平地区飲料水供給施設改修事業	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		五木村	
交付金事業実施場所		熊本県球磨郡五木村丙字土会平地内	
交付金事業の概要	<p>土会平地区は2世帯1事業所からなる集落で、飲料水については近傍山林の表流水を集水し利用しています。しかし、梅雨時期や大雨時にはその表流水が濁り、飲料水として利用できないことがあり、事業所での生産活動や住民生活に支障をきたしています。そこで、既存施設上流にある湧水地点に取水施設を設け、既存施設まで導水管を布設することにより、濁水や異物混入を防ぎ、安心安全な飲料水の安定供給を図ります。</p> <p>・内容：取水枡築造（900×900） 1式 導水管布設（P e φ 40） L=145m</p>		
交付金事業に関する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標	<p>【主要政策・施策】 五木村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度） 4 生活環境の整備 (2) その対策 ア 飲料供給施設の適切な管理に努めるとともに、特に森林荒廃による濁水及び老朽化が目立つ簡易給水施設については、改修を含めた対策により、安定した水の供給を確保していく。 ①老朽化した簡易給水施設の整備・改修</p> <p>【目標】 濁水期間（年間） 現状：12日 目標：0日</p>		
事業開始年度	平成30年度	事業終了（予定）年度	平成30年度
事業期間の設定理由			

交付金事業の成果目標 及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度		平成31年度
	濁水期間 (年間) 0日	濁水期間 (年間)	成果実績	日			
			目標値	日			0
			達成度	%			
	評価年度の設定理由						
	濁水期間が多い6月～7月を含む年間を通して評価する必要があるため 交付金事業の定性的な成果及び評価等						
	評価に係る第三者機関等の活用の有無						
無							
交付金事業の活動指標 及び活動実績	活動指標			単位	平成30年度	年度	年度
	・取水柵築造 ・導水管布設	活動実績		・式 ・m	・取水柵築造 (900×900) 1式 ・導水管布設 (P e φ 40) L=145m		
		活動見込		・式 ・m	・取水柵築造 (900×900) 1式 ・導水管布設 (P e φ 40) L=145m		
		達成度		%	100.0%		
交付金事業の総事業費 等	平成30年度	年度	年度	備考			
総事業費	3,596,400円						
交付金充当額	3,500,000円						
うち文部科学省分							
うち経済産業省分	3,500,000円						

交付金事業の契約の概要			
契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
飲料水供給施設改修工事	指名入札	(株) 大地 (熊本県球磨郡五木村)	3,596,400円
交付金事業の担当課室	五木村建設課		
交付金事業の評価課室	五木村ふるさと振興課		

## II. 事業評価個表（平成30年度）

番号	措置名	交付金事業の名称
2	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	消防備品整備事業
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		五木村
交付金事業実施場所		熊本県球磨郡五木村管内
交付金事業の概要	<p>五木村振興計画後期基本計画に基づき、災害応急対策のため、災害用資材の整備充実を図っています。</p> <p>五木村は、林野率94%と山林が多く、又、地形も急峻となっており、消防活動の多くは不安定な山林での活動となります。</p> <p>夜間の出動に際して、現在懐中電灯にて作業を行っていますが、安全な作業確保のため、ヘルメットに装着するヘッドライトを整備します。</p> <p>又、消火用備品である、ジェットシューター（背負い式消化器具）も現在整備しているものが経年劣化等により水漏れや使用不可なものが多く、今回更新を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：ヘッドライト 120個</li> <li>          ジェットシューター 50個</li> </ul>	
交付金事業に関する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標	<p><b>【主要政策・施策】</b> 五木村振興計画後期基本計画 Ⅲ基本計画 3定住対策の推進     (7)防災対策施設等の整備</p> <p>あらゆる災害時において、住民の安心安全な村づくりをめざし、防災対策の強化を図る。特に各地域に存在する自主防災組織の抜本的な見直しを行い、地域における防災活動の活性化及び意識の向上に努める。</p> <p><b>【目標】</b> 自主防災組織非常訓練（村内全域）（年間） 現状：0回 目標：1回</p>	

事業開始年度	平成30年度		事業終了（予定）年度	平成30年度			
事業期間の設定理由							
交付金事業の成果目標 及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度		
	自主防災組 織非常訓練 (村内全 域) (年 間) 1回	自主防災組 織非常訓練 (村内全 域) (年 間)	成果実績	回			
			目標値	回	1		
			達成度	%			
	評価年度の設定理由						
	H31年6月に開催される五木村防災会議にて実施日を協議します。						
	交付金事業の定性的な成果及び評価等						
	評価に係る第三者機関等の活用の有無						
無							
交付金事業の活動指標 及び活動実績	活動指標			単位	平成30年度	年度	
	ヘッドライト・ジェット シューターの整備個数		活動実績	個	・ヘッドライ ト 120個 ・ジェット シューター 50個		
			活動見込	個	・ヘッドライ ト 120個 ・ジェット シューター 50個		
			達成度	%	100.0%		

交付金事業の総事業費等	平成30年度	年度	年度	備考
総事業費	1,687,608円			
交付金充当額	1,592,000円			
うち文部科学省分				
うち経済産業省分	1,592,000円			
交付金事業の契約の概要				
契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額	
物品購入 (ヘッドライト)	随意契約 (少額)	YAMATOシステム (熊本県球磨郡相良村)	256,608円	
物品購入 (ジェットシューター)	指名入札	YAMATOシステム (熊本県球磨郡相良村)	1,431,000円	
交付金事業の担当課室	五木村総務課			
交付金事業の評価課室	五木村ふるさと振興課			

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
  - (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
  - (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
  - (4) 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関係づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
  - (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
  - (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策との目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標のみに、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
  - (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。  
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
  - (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。

なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。

- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。